

2025 年度に実施する、2026 年度創発科学研究科における

「女子枠」の新設について

2025年3月
香 川 大 学

創発科学研究科では、一般選抜において「女子枠」を新設し、以下のとおり実施します。

募集人員	・「情報システム・セキュリティ分野」「人工知能・通信ネットワーク分野」「情報社会分野」併せて6人 ※募集人員の目安の内数とします。
出願要件	次の各号のいずれかに該当する女子 (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び2026年3月31日までに卒業見込みの者 (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び2026年3月31日までに授与される見込みの者 (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2026年3月31日までに修了見込みの者 (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した者及び2026年3月31日までに修了見込みの者 (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2026年3月31日までに修了見込みの者 (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること （当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2026年3月31日までに授与される見込みの者 (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び2026年3月31日までに修了見込みの者 (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）及び2026年3月31日までに指定した者に該当する見込みの者

	(9) 学校教育法第 102 条第 2 項に規定する者 (10) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの (11) 本大学院において個別の入学者資格審査により、学校教育法第 83 条の定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2026 年 3 月 31 日までに 22 歳に達した者
選抜方法等	口述試験及び面接において、「女子枠」の出願者には、技術専門職としてのキャリアパスとキャリアプランの明確さとその協働性の明確さ及び多様性への関心などに関することを問います。
その他	詳細については、「2026 年度 香川大学大学院創発科学研究科 博士前期課程 学生募集要項（工学系領域）」を参照してください。